

岸和田市岸和田町1丁目1-1

株式会社魅力創造部産業政策

代表取締役 補助 金太郎 様

岸和田市長

印

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付決定通知書

令和7年4月10日付けで申請がありました「がんばる岸和田」企業経営支援補助金について、交付することと決定したので、「がんばる岸和田」企業経営支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 交付対象事業区分

人材育成

2 交付決定額

金83,000円

3 交付の条件

- 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- 補助事業を中止し、または廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。
- 補助事業完了後30日を経過する日又は令和7年2月28日のうちいずれか早い日までに、必要書類を添え、市長に実績報告をしなければならない。
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、当該担当職員に補助対象事業の状況に関し、現地調査または関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。
- 当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。また、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。
- 当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

以上